

議会だより

No.72

平成22年(2010)  
2月15日発行

# 議会だより

さわやかに歴史と未来の出逢うまち



上郡のマスコットキャラクター  
円心くんとエイトちゃん

こんなことが決まりました

## 12月定例会

定住自立圏形成協定を可決

議員政治倫理条例を可決

議員政治倫理条例(全文)

P.2~3

P.4~6

付託審査報告

P.7

委員会報告

P.8~9

先進地研修 報告

P.9

一般質問

P.10~13

変わりゆくわが町

P.13



東備西播定住自立圏形成協定合同調印式

# 東備西播定住自立圏が形成される

## これまでの経過

平成20年	
10月28日	備前市（中心市）、赤穂市、上郡町が定住自立圏先行実施団体に決定（総務省）
平成21年	
3月18日	中心市宣言を備前市で可決
6月7日	東備西播定住自立圏形成推進協議会（以下、「推進協議会」）設立
6月25日～	幹事会、部会の開催
7月13日	新都市において、東備西播定住自立圏形成推進協議会合同研修会を開催
10月5日	第2回推進協議会開催 推進協議会予算補正について審議。協定・ビジョン案策定の進捗状況について報告
10月8日 ～ 10月10日	赤穂国際音楽祭開催 赤穂城跡・閑谷学校 赤穂ハーモニーホール
11月21日	第3回推進協議会開催 協定書（案）について審議
12月9日	上郡町議会定例会で、備前市と形成協定を締結する議案を可決
12月16日	備前市議会定例会で、赤穂市並びに上郡町と形成協定を締結する議案を可決
12月22日	赤穂市議会定例会で、備前市と形成協定を締結する議案を可決



12月25日（金）赤穂市役所において「東備西播定住自立圏形成協定合同調印式」が行われ、岡山県備前市、兵庫県赤穂市、上郡町よりそれぞれ正副市町長、正副議長が出席し、圏域の中心市と周辺市町が1対1で結ぶ協定が締結された。各市町の12月議会定例

東備西播定住自立圏 協定を締結	
一 地域医療の連携	一 生涯学習の機会拡大と推進
二 地校給食の広域連携	二 地産地消の推進及び地域ブランドの発掘
三 企業誘致の推進	三 観光振興の推進
四 地域公共交通ネットワークの構築	四 鳥獣害防止総合対策
五 地域情報ネットワークシステムの構築	五 地域情報ネットワークシステムの構築

本定例会は12月8日から17日まで開催され、同意1件、請願1件、工事請負契約及び変更契約2件、条例の1部改正2件、平成21年度一般会計及び特別会計補正予算7件、議員発議による条例制定1件が上程されました。付託審査等を行い、慎重審議の結果すべて原案通り可決しました。6名の議員が町政への一般質問を行いました。

11月27日の臨時会には、一般会計の専決処分の承認1件、条例の一部改正など4件が上程され、慎重審議の結果すべて原案どおり可決されました。6名の議員が町政への一般質問を行いました。

1月18日の臨時会には、同意1件、農業委員会委員の選出など2件が上程され、慎重審議の結果すべて原案どおり可決されました。

会で協定案が可決され、この度の調印式が行われた。

## 備前市と上郡町の協定書

### （内容概要）

## 同意案件

### （12月定例会）

固定資産評価審査委員会委員の西川省三氏が平成22年1

月23日付で任期満了。後任として山田正司氏の選任を、賛成多数で同意した。

住所 與井新184-15  
氏名 山田正司  
生年月日 昭和22年2月16日



### （1月臨時会）

固定資産評価審査委員会委員の山本大成氏が1月11日付で辞任。後任として山本雅弘氏の選任を、賛成多数で同意した。



住所 大枝新42  
氏名 山本雅弘  
生年月日 昭和18年6月3日

任期満了で退任された山西川省三氏と、辞任された山本大成氏の長年のご尽力に感謝します。

# 上郡町議会議員 政治倫理条例を 7対2で可決

**提案までの経緯**

- ・有志議員が条例案を作成し、平成21年9月16日開催の全冒協議会で全議員に配布。
- ・全議員に呼び掛けた勉強会を10月6日に開催し（5議員出席）、条文の修正を行ない、修正結果を全議員に報告。
- ・議会運営委員会で委員会付託ではなく即決と決定。
- ・12月定例会に議員提案。

**提案理由**

議員には、地方自治の本旨に基づきそれを担う一員として

上郡町議会議員政治倫理条例が提案されました（提案議員・冲正治、賛同議員・山本守一）。審議中に修正動議が提案されましたが（提案議員・小寺政広）、修正案は否決されました。次いで原案に対する賛成討論、反対討論が行なわれた後に2議員が退場。採決は9議員で行なわれ、賛成7、反対2で条例案は可決されました。条例全文は4頁以降に掲載してあります。

大政正明 贊成討論（要旨）

大政正明

ての責務を自ら明確にするこ  
とにより、町民の信託に応え  
町の発展に奉仕することが求  
められている。そのための規  
範となる上郡町議会議員政治  
倫理条例を制定したく提案し  
た。

反對討論（要旨）

町長、幹部職員及び議員が  
町民の信頼に値する人格と倫  
理性を自覚し高めることは當  
然である。提案された条例は、  
一、条例の目的の文言やその  
情勢が不明であり、不明確

対し議決はできないので退席する。(退場)

**小寺政広** 目的、議員の責務、町民の責務のような重大な欠落が条例にある。それに対し修正案を出したので、原案には反対する。

者・奉仕者であり一部の人達の代表者・奉仕者ではない。議会は条例の制定・改廃、行政全般の事務処理の最終的な意志決定と適否の監視、などの権能を併せ持つ重要な地位にあり、議員は皆人格・識見共に優れていることが求められる。

提案された条例は、議員が地方自治の本旨に基づき地方自治を担う者としての責務をみずから明確にし、町民の信託に応じて町の発展に奉仕する

二、住民の自由の制約、権利や制限、住民の義務の解釈について上位法令に違反している疑いが濃い。関係のない町民、腹を探られる必要のない町民に法令を超えて制約を設けることが良いかどうか。

三、表現、文言、枠組み、順番がバラバラである。外に向かって、町民に向かって、全国に向かって発信する条例がこのような文章、中身では笑われる。このまま議

**村上昇** 3議員に同感である。中身を修正するところはして、法律的に見て問題をなくしてもらいたい。このまま議決をするのであれば私も出る。条例案には反対である。(退場)

藤本ゆうき

決するのであれば、賛成でき  
ない。

上郡町議会議員政治倫理条例

四

**第一条** この条例は、町政が町民の敬肅な信託によるものであることを深く認識しその負託に応えるため、担い手たる町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として、町民の信頼に値する人格と倫理性を持つよう求められていることを自覚し向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、町民も町政に対する正しい認識と自覚を持ち、共に公正で開かれた民主的な町政と文化の発展に寄与することを目的とする。

## (議員の責務)

**第2条** 議員は、町民全体の奉仕者として町政に携わる権能と責務を自覚し地方自治の本旨に従つて、その使命の達成に努めなければならない。

議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにし、公共の利益を実現する自覚を持ち、その地位による影響力を不正に行使するような働きかけを行つてはならない。

(宣誓書の提出)

**第3条** 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行ふものとし、規則に定める宣誓書を上郡町議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

政治倫理基準

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律、その他関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

1) 有り難民全體の奉仕者として品立と名譽を負なう。

(8) 町が補助や助成している団体又は町の行政に直接関連する団体等の役員に就任しないこと。

(9) 政治活動に関して特定の個人、業者、企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。後援団体についても同様とする。

2 前項第7号に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

## (政治倫理基準違反に関する説明会)

3 第1項各号に規定する政治倫理基準違反の事実が公然と摘要された場合は、当該摘要事実の対象となつた議員（以下「対象議員」という。）は、第9条に定める審査会に出席し疑惑の解明に当たるとともに、自ら誠実な態度をもつて当該事実につき証明するとともに、その責務を明らかにしなければならぬ。

### 第5条 前条第3項に該当する場合

**(政治倫理基準違反に関する説明会)**

第5条 前条第3項に該当する場合において、別に規則で定める期間以内に、対象議員が同項に規定する証明等を行わないときは、議員の選挙権を有する町民（以下「選挙権を有する町民」という。）は、別に規則の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、議長に対し、当該政治倫理基準違反に関する説明会（以下本条において「説明会」という。）の開催を請求することができる。ただし、請求代表者が、別に規則で定める期間満了後30日以内



### (審査結果に対する措置)

- 第13条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、この条例の規定に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名譽と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次に掲げる措置を講ずることができる。
- (1) 対象議員の辞職勧告決議案を提出すること。
- (2) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。
- (3) その他必要と認めるうこと。
- 審査会において対象議員が第2条又は第6条第1号から第3号までの規定に違反したと認定した場合において、違反行為が契約にかかるものであるときは、議長は町長に当該契約を結ばないよう勧告しなければならない。
- 3 議長は、第1項に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表するものとする。

### (職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第14条 議員が刑法（明治40年法律第45号）第19

7条から第197条の4まで及び第198条に定められた贈収賄罪その他の職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）による起訴後、引き続

きその職にとどまるうとするときは、町民に対する説明会の開催を議長に求めなければならない。この場合において、当該議員は説明会に出席し、説明しなければならない。

2 町民は、前項の説明会が開催されないときは、

有権者の50人以上の署名をもって、起訴の日から起算して50日以内に議長に説明会の開催を求めることができる。

3 町民は説明会において、当該議員に対して質問することができる。

4 説明会の開催及び運営についての手続きは、あらかじめ議長が定める。

### (議長職務の代行)

- 第15条 議長が審査の対象になつたときは副議長が、議長及び副議長が審査の対象になつたときは最も期数の多い年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

### (手続きの終了)

- 第16条 この条例に規定する議員に関する手続きは、当該議員が辞職又は失職したときは、終了するものとする。

### (委任)

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### (施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### ▼修正案 小寺政広 ▲

条例案の一部を左のように改める。

#### 第1条

「自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう」を、「その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう」に。

#### 第2条 第2項

「その地位による影響力を不正に行使するような働きかけを行なつてはならない」を、「町民全体の福祉の増進に努めなければならない」に。

#### 第4条 第1項 第1号

「町民全体の奉仕者として」を、「町民全体の代表者として」に。

### 第4条第1項第6号

「その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。」を、「又はその職権を不正に行使するよう働きかけを行なつてはならないこと。」に。

### 第4条第1項第6号に(1)を追加する。

「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」。

### 第4条の2の2

「議員が、資本金その他これに準ずるものをお資している企業。」を、「議員が、資本金その他これに準ずるものの中の3分の1以上を出資している企業。」に。

### 第4条第2項第3号

「議員が、報酬（顧問料等その名目は問わない。）を受領している企業。」を、「議員が、年額120万円以上の報酬（顧問料等その名目は問わない。）を受領している企業。」に。

### 第6条第1項第3号

「飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為。」を、「議員の権限又は地位による影響力を不正行使させるような働きかけを行なつてはならない。」に。

### 第14条第2項

「署名」を、「連署」に。

### ▼上郡町議会議員政治倫理条例施行規則 ▲

条例の第3条、第5条、第8条、第9条及び第17条で引用する施行規則の条文は、現在整備中です。

「町民全体の奉仕者として」を、「町民全体の代表者として」に。

# 生活審查報

本会議では民生建設常任委員会に議案の審査が付託されました。委員会において議員から出された主な意見、審議結果などは、次のとおりです。

民生建設常任委員會

（1月10日）開催

## 自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める（請願）

保険業法の一部を改正する法律が施行されたことにより、自主的かつ健全、低廉な事業経費で運営されてきた知的障害者のための自主共済が、改正法の経過措置期間が過ぎた後は保険会社とみなされることになる。

1000万円以上の資本や一定額の供託金、専門スタッフの配置、外部監督の導入等の規制が加わることになるため、深刻な状況になっている。

特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正

増加する消費者相談に対し  
相談窓口の強化を図り、消費  
生活相談を行う消費生活相談  
員（1名）を配置するため、  
その者に掛かる報酬（月額13  
万3000円）を新たに定め  
るための改正。

・電話及び窓口での相談業務のみであり、価格調査は含まれていない。

慎重審議の結果、請願、条例は原案のとおり採択すべきものと決した。

尚、意見書の政府関係機関への提出も決定した。

意見

- ・適正かつ健全に運営する自主共済は、保険業法の適用除外とするべきではないか。
  - ・掛金、保険内容等の条件が従前と同等であれば、自主共済から保険会社に移行する方が加入者の安全が図られるのではない。

質問

- ・相談員の人件費はどこが負担するのか。

## 工事請負変更契約締結の件

## 上郡公民館等新築工事

契約金額 変更前 94,185,000円  
                 変更後 99,193,500円  
 契約の相手方 姫路市西延末269-6  
                 立建設(株)  
                 代表取締役 野勢駒雄

## 工事請負契約締結の件

## 屋外拡声器設置工事

契約方法 指名競争入札  
契約金額 110,397,000円  
契約の相手方 神戸市中央区海岸通11  
株N T T西日本一兵庫  
代表取締役社長 廣瀬雄二郎

## 平成21年度予算の補正

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後	主な補正理由
一般会計	7,893,908	335,639	8,229,547	上小・山小耐震補強設計・工事費等の増
特別会計	国民健康保険事業会計（事業勘定）	1,870,615	8,615	1,879,230 前期高齢者交付金の増額交付による
	国民健康保険事業会計（直診勘定）	61,518	5,885	67,403 医薬品購入費の不足による増額
	後期高齢者医療事業会計	206,608	678	207,286 保険基盤安定繰入金の増額による
	介護保険事業会計	1,274,838	△ 209	1,274,629 人事院勧告に伴う人件費等の減額による
	水道事業会計	1,180,155	8,741	1,188,896 紙与改定による減額、受託工事費増による営業収益の増
	農業集落排水事業会計	349,541	△ 30	349,511 人事院勧告に伴う人件費等の減額による
	公共下水道事業会計	762,463	△ 206	人事院勧告に伴う人件費等の減額による

# 委員会報告

11月26日に総務文教常任委員会が、11月20日に民生建設常任委員会がそれぞれ開催され、各課が行っている事業等の進捗状況などが報告されました。

## 総務文教常任委員会

### ○「上郡町民の交通手段の利用に関する実態調査」の集計結果が出ました

○町民税の減収

10月末での全町税収納額は16億2981万4千円であり、前年同時期の収納額より約400万円の減になった。主な要因は景気低迷によると考えられる。一方固定資産税は評価換えと滞納整理により約2000万円の増。また差押え物件のインターネット公売をはじめた。

### ○「児童クラブ」が実施されます

統合後の山野里小学校で平成22年度から「児童クラブ」(通称「学童保育」)を実施する。対象は1~3学年の保育をする児童。時間は放課後6時まで、長期休暇中は午前8時15分から。

## 民生建設常任委員会

### ○上郡靈苑使用許可状況

数187区画（区画使用率61.3%）墓碑工事完了数96基。

町外者への使用緩和措置について調査して本年度中に結論を得たい。

### 【意見】

町外者への使用を緩和した場合、町内者の使用が制限されることのないようにしていただきたい。

### ○鞍居診療所の利用者増加

利用状況8月~10月の3カ月間すべて前年度実績を上回る受診者数1日当り37人

1ヶ月当たり772人

診療所収入は前年同時期より伸びているため、収支が均衡すると見込んでいる。

### ○子育て応援特別手当の停止

国からの支給対象者及び町長に対し執行停止と通知され、手当は停止された。

### ○「児童クラブ」が実施されます

町内の給付対象の世帯、人數、給付金額はそれぞれ6582世帯、1万7718人、2億7302万円であったが、申請書が提出され支払われたのは6554世帯、1万7690人、2億7266万4千円であった。未給付金35万6千円は国庫へ返納する。

### ○赤相みのり上郡作業所の法人化

本年4月1日から法人移行

### ○上郡さくら園電気設備完了

照明器具の取付け41基、地中配管950メートル、防水コンセント28個が完成。

### ○農地の現状変更指導要綱の一部変更

農地法の定めのない田から畠への変更等について変更の目的や義を明確にし、隣接同意の解釈について誤解がないよう改められた。

### ○1億3026万円の査定

台風9号による災害復旧査定額が決定した。

農地災害は、赤松地区4ヶ所で2866万円、同地区内の農業用施設（水路・揚水機・頭首など）5ヶ所で2310万円。

公共土木施設（河川・道路・歩道橋など）7件で8850万円。合計査定額は、1億3026万円。

### ○水道統合事業進捗率は70%

大杉野簡易水道は、渇水時の水不足や水質悪化及び施設

の老朽化に対応するために、上水道に統合すべく一昨年20年度から3ヵ年計画で統合事業を進めている。  
事業内容は、加圧ポンプ所・配水池の設置、送水管3888メートル、配水管2632メートルを敷設する。

委員会は、現地視察を行い工事の説明を受け、進捗状況を確認した。

【意見】  
完成検査は厳しくすること。

▶ 現地視察  
大杉野簡易水道統合施設



## 千種川床上浸水対策特別緊急事業特別委員会

### 臨時会

11月12日開催

#### ○夜間工事を検討

平成20年度繰越工事6ヶ所、21年度着手工事13ヶ所について説明を受けた。台風9号の影響で遅れているところがあるが、事業全体の平成23年度工事完了の姿勢は変わらない。

用地買収は、上郡橋左岸側と隈見橋両岸について交渉中で、上郡橋の架設工事は、本年11月に完成予定。左右両岸の取り合い道路工事は、道路内埋設物や交通量が多いため夜間工事を検討している。

#### 〔意見・要望〕

・災害復旧工事の影響で事業全体に遅れが出ないよう努力してほしい。

・工事発注から着手までの期間短縮を。  
・夜間工事については、住民に十分周知して、交通安全の徹底を図ること。

#### ○台風9号災害の対応

兵庫県は、災害復旧に関して平成21年度から25年度まで

の5年間で千種川と佐用川の被害の大きかった箇所を中心

に総延長52km、床上浸水対策事業終点の大枝新地区から佐用川、庵川までの区間を引堤（川幅拡張）、河床掘削、橋梁改築等の緊急の河川改修を実施すると発表し、現在、具体的な計画が定まっているが、事業計画が策定でき次第、関係住民や町に対して説明していくと報告した。

〔質問〕  
・佐用川を改修すると下流の上郡町域に被害が出るのではないか。  
・総事業費はどのぐらいになるのか。

〔答弁〕  
・県は、西播磨県民局内に河川復興室、3課を設置して52kmの上下流域同時に工事を進める計画を立てている。  
・事業計画が決定していないので、事業費は不明。

○専決処分の承認

平成21年10月20日付けで専決処分された新型インフルエンザ予防接種事業に伴う一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ2032万6千円の増額を承認した。

#### ○人事院勧告に従い期末手当等が引下げられた

条例改正による平成21年度予算への影響は約850万円の節約。

① 職員の給与に関する条例

・期末手当…平成21年度は4月分を4.35月分を4.2月に、22年度は4月に減額

② 特別職員（常勤）の給与及び旅費に関する条例

・期末手当…平成21年度は4月分を4.35月分を4.2月に、22年度は4月に減額

③ 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

・期末手当…平成21年度は4月分を4.35月分を4.2月に、22年度は4月に減額

- ・給料表の改定…平均改定率は0.2%
- ・期末・勤勉手当…平成21年度は4.5月分を4.4月に、22年度は4.15月分を4.4月に、22年
- 度は4.5月に減額
- ・住居手当…3500円を2500円に

#### ○農業委員会委員の選出

1月18日に開催された臨時議会において、農業委員会委員（学識委員）を選出いたしました。

村上昇氏（金出地）73歳

牛尾正喜氏（赤松）66歳

三浦剛介氏（行頭）78歳

木村昌照氏（山野里）73歳

1月18日開催

### 議員研修

#### デマンド型交研修システムを見る

#### デマンド型交研修通システムを見る

#### 議員研修

平成21年10月22日に岡山県和気町で平成18年度から実施している、デマンド型交通システム「和気あいあいタクシー」について研修を行なった。担当課長の説明を聞き質疑応答の後、予約センターで運行の状況を見学した。登録者の予約に従い、ワンボックス型の車輛を「戸口から戸口へ」運



#### 議会の中継放送の実現に向けて

2月3日から4日にかけて中能登町（石川県）で実施中の議会中継の実態を調査した。

中能登町では平成18年の9月議会から中継放送を開始し、

定例会における本会議の議事をすべて実況すると共に、会議終了後も録画を放映している。中能登町の議会運営は中継放送に適するようなやり方で行われ、上郡町の議会運営とは異なる。

今後は、上郡町議会の議会運営のやり方を維持しつつ、視聴者が議事内容を理解しやすくするためにどう工夫

▶ 現地研修  
デマンド型交通システム  
「和気あいあいタクシー」



藤本ゆうき議員

**問** 嶺しい財政状況が続いているなか、更なる悪化を招く給食センター建設よりも、

### 教育施設整備について

**問** 連日、テレビ・新聞などで「政権交代」や「事業仕分け」といった言葉が飛び交い、少なからず若者や子供たちの興味関心をひいている。より政治行政を身近に感じてもら

うため、学生議会の開催を再度提案する。また、議会の傍聴を課外授業としてはどうか。町長の見解をお尋ねする。

## 学生議会の開催を実施に向け積極的に進める

一般質問では、12月8日から12月9日までの2日間、6人の議員が質問に登壇しました。主な質問の内容、町長等の答弁の要旨は次のとおりです。

## 一般質問

ここが  
知りたい！

- |    |                           |     |
|----|---------------------------|-----|
| 1番 | 藤本ゆうき 議員<br>学生議会の開催を      | P10 |
| 2番 | 村上 昇 議員<br>大豆転作実施要領を守れ    | P11 |
| 3番 | 工藤 崇 議員<br>平成22年度の施政方針は   | P11 |
| 4番 | 阿部 昭 議員<br>公共交通アンケートの結果は  | P12 |
| 5番 | 赤松初夫 議員<br>河川改修事業について     | P12 |
| 6番 | 井口勝智 議員<br>若者定住促進についての対策は | P13 |

するか、が課題である。この課題を解決し、一刻も早く議会中継を実現したい。

### より良い議会だよりを目指して



恒例の議会広報研究会が、1月29日に県内の町議会広報担当者を集めてホテル北野プラザ六甲荘で開かれた。広報コンサルタントの深沢徹氏の講演「読まれる広報紙づくり」に続き、同氏により10町の議会広報の診断が行われた。当議会は第68号の診断を受けた。「議事の公開」と「記事の分りやすさ」は、まあ普通、表紙（幸ちゃん）、一般



### 天ぷら油の回収

### 廃油BDF事業について



**問** 廃油を回収しバイオディーゼル燃料を精製するBDF事業は、環境問題を考える上で、注目されおり、加西市では公用車に利用するなど推進されている。当町ではそのような取り組みはないのか。

**町長** 廃油の回収については難しい問題があると思う。広域的な対応を検討させていた

質問、合併問題の討論は充実との評価を得たが、問題点は住民が登場しないこと、丁寧語の使用等であった。紙面づくりはよくできているであつた。良い紙面づくりに一層の努力を重ねたい。

## 大豆転作実施要領を守れ

不正防止に適正に対応する

転作奨励金疑惑「捨てづくり」について

とはできません。どう対応すべきか。

問 大豆の作付け捨てづくり、  
転作奨励金（＊交付金）不正  
受給が事実であれば見逃すこ



村上 昇 議員

産業振興課長 上郡町地域水  
田農業推進協議会において、  
水稻作付計画書を基に現地確  
認を行い、作物単価の決定調  
整の上奨励金を支給しております。  
不正防止の組織体制をととの  
え対応いたしております。

## 平成22年度の施政方針は

防災と給食計画、小学校統合

問 山本町政4年目となる来  
年度の施政方針と公約は。

定住自立圏構想でメリットは

町長 ①災害が起きない河川  
やダムへの対応 ②少子化対策  
の重視、小学校統合、給食計  
画③事業仕分け等である。

問 備前市が中心市となり、  
上郡町は赤穂市とではなく備  
前市としか「生活機能の確保  
等に関する協定」が結べない。  
これで上郡町になんのメリット  
があるのか。

町長 上郡町の生きてゆく道  
は同構想しかない。備前市と  
はバス路線の交流は難しいが

安心して住み続けられ  
る町に

問 もう一度と8月や5年前

の開発はセットである、豪雨  
になれば一気に水が出る。水  
害はいつ起きてもおかしくな  
い。金出地ダムの重要性を再  
組むべきではないか。

問 不正受給があるならば、  
バラマキ制度に振り回される  
ことなく何が正しい方向な  
かを見据えて構造改善に取り  
組むべきではないか。

町長 今後とも、交付金、補  
助金に係る予算の執行の適正  
化に関する法律の趣旨に則り、  
補助金を適正に交付してまい  
ります。

問 金出地ダム建設の見通  
しについて

の開発はセットである、豪雨  
になれば一気に水が出る。水  
害はいつ起きてもおかしくな  
い。金出地ダムの重要性を再  
組むべきではないか。

町長 今後とも、交付金、補  
助金に係る予算の執行の適正  
化に関する法律の趣旨に則り、  
補助金を適正に交付してまい  
ります。

問 ダムと播磨科学公園都市  
の水害を引き起してはならない。  
また、デマンドタクシーなど  
を整備し、病院・買い物が  
便利になる町づくりを。

町長 現在千種川で進んでい  
る大枝新田までの床上浸水対  
策に加え、本年から5年間そ  
の上流約10kmで災害復旧事業  
を行う。

デマンド交通整備は、補助  
金が国の仕分けで減らされる  
恐れがある。急ぎ同事業を立  
ち上げたい。



▶ 備前市東部給食センター  
(伊里)



▲ 金出地ダム県議団視察

た。治水ダムとして継続実施  
に向け努力していく。  
＊交付金とは、産地確立交付金

## 公共交通アンケートの結果は

### ドア・ツー・ドア方式で研究

問 公共交通アンケートは回収率53%と高率だった。関心の深さがわかる。分析の結果

中小型車両でのデマンド交通が有効との報告であったが今後どのように進めていくのか。



阿倍 昭 議員

町長 自宅近く、ドア・ツー・ドア方式で買い物だとか病院をセットで考えていいたい。

法定協議会を立ち上げる予定をしていたが事業仕分けでむずかしくなったが何とか実施するべく努力していきたい。

問 スクールニュー・ディール

小学校の耐震工事、太陽光発電、電子黒板の導入は

## 河川改修事業について

### 地域住民と一緒に取組む

大枝新の上流の河川改修工事について

問 最近出版された「河野原村の風土記」を読むと、千種川沿いの住民は甚大な水害受

難の歴史を辿ってきた。この際住民のトラウマ解消に尽力願いたい。県は大枝新から上

流52キロに及ぶ拡幅護岸工事を設置しその体制固めをする。

問 三つの橋とは。

技監 蒜縄橋、赤松橋、河野

原橋の3橋で、架け替えです。のうち大枝新からの上郡町域等の事業概要を発表した。そ

れについて説明願いたい。

町長 大枝新より上流の上郡町域は7km。その間の護岸、

拡幅等の工事、3つの橋が含まれる。5年間で138億円

を使つて行なう大事業です。地元住民も含めて町としてそ

の支援体制を整えたい。住民説明から測量、用地買収等膨

大な仕事量になる。関係地域の自治会長、関係者の協議会

を設置しその体制固めをする。

トを取つてその分析も出ましたが、町長自身の思いは。

町長 上郡町独自の公共交通

を設立したい。玄関から玄関まで、足はほとんど使わないで済むものにしたい。問題は事業仕分けにかかるてしまった。

陳情なり、県にもお願ひして努力したい。国の出方が不明であり、情報を早くキャッチしながら、県と共にやっていく。

### 公共交通について

問 町長のお陰で、公共交通会議が発足し、住民アンケー



政策の実施、間に合ったのか。

学校教育課長

本町では当初から要望をしており、一時募集中からしておりましたので現在進めています。

町長

国は事業仕分けでスプ

リング8、X線自由電子レーザー、金出地ダム、等問題は多いが早急に陳情を進めたい。

また、本町では行政評価委員会を昨年6月議決をいただき6人構成で進めている。本年度は16事業について判定をしました。



外部の第3者の委員会での事業仕分けは近隣市町では本町のみと思う。

### 公共交通会議

# 一般質問

## 変わりゆくわが町

千種川河川改修工事が、急ピッチで進んでいます。工事の進捗に合わせて、変わりゆく千種川の風景を掲載しています。



▲ H22. 1. 15 テレビ塔から



▲ H22. 1. 15 駒山山頂より



▲ H22. 1. 15 役場屋上より (上郡橋)



▲ H22. 1. 15 役場屋上より (隅見橋)

## 若者定住促進についての対策は

若者に限らず定住を充実させる

**問** 学童保育について、母子家庭や、ある程度の所得に達しない家庭においての利用料はどうなるのか。

**社会教育課長** 生活保護世帯については無料、準要保護家

**問** 学童保育や給食は、いまや必要なものではなく、あって当然のものとして認知されています。給食をどのように検討しているのか。

**学校教育課長** 定住自立圏形成推進協議会の中で協議を重ねている。給食の広域利用は、

庭は半額となります。

### 給食について

赤穂市や備前市においても、既存の施設に多額の改修費用が必要であるということから、上郡町独自で実施するのが最良であると判断している。

**問** 町長自身に給食を実施する気があるのか。

**町長** やる気はあります。

**若者定住促進、少子化対策について**

**問** 以前一般質問で、若者定住促進条例の組み込みについて質問したがその後、どのよ

うな対策を考えているのか。  
**町長** 上郡町においては、やはり企業誘致、あるいは雇用の場の拡大が基本となる。就学児、乳幼児を含め、あるいは若者を問わず、定住促進対策を充実させていくことが一番根本的な施策と考えている。

**問** 廃校跡地利用整備基金条例をつくり、積み立てておくべきではないか。

**町長** 今の財政では難しい。



# 祝 成人のつどい

1月 11 日



**議会ホームページから  
会議録がご覧になれます。**

町のホームページからアクセスできます。  
(<http://www.town.kamigori.hyogo.jp/>)

**傍聴へどうぞ!!**

車イスもあります  
次回は**3月2日**開会予定

この条例は、議員の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないようにするためのもので、町民全体の奉仕者として信頼に値する人格を持ち、倫理性の向上に努めることなどを目的としています。

国や地方を問わず、政治家による不正疑惑が連日と言って良いほど新聞紙面等で報道されていますが、これは国民等からの厳肅な信託に対する裏切りであり、決して許されることはできません。上郡町議会は、そのようなことが起こらないよう議員に求められている職責、倫理性、高潔性などを再認識したうえで自らを律し、議員の原点を見直す姿勢を持つことが重要であると考えています。

12月議会では、議員提案により政治倫理に関する条例が提出、可決されました。

この条例は、議員の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないようにするためのもので、町民全体の奉仕者として信頼に値する人格を持ち、倫理性の向上に努めることなどを目的としています。

編集後記